○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	熊本県玉名郡玉東町大字木葉字水滴一七番九から同町大字木葉字水滴一五番八まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十四日

○九州地方整備局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域	図面縦覧場所
道路の種類　一般国道 路線名　十号 占用を制限する区域　大分市錦町二丁目三二〇一番二から同市錦町二丁目三二〇二番五まで	九州地方整備局及び大分河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年三月二十五日

○九州地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　遠賀広域都市計画道路事業三・三・四十八―三号**芦屋・水巻・中間線**（名称変更前の平成十九年九州地方整備局告示第百五十八号**水巻都市計画道路事業三・三・三号芦屋・水巻・中間線**）

三　事業施行期間　自平成十九年十月十六日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二百七十三号
(三) 占用を制限する区域	北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二二九番三一から同町字上士幌東三線二七三番八二まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	平成二十九年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	三百三十六号
(三) 占用を制限する区域	北海道広尾郡広尾町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班イ小班から同町字タンネソ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四二林班ろ小班まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	平成二十九年三月二十四日
(七) 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月24日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　河川の名称　名取川水系名取川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成29年3月24日

3　廃川敷地等の位置　宮城県仙台市太白区大野田字４丁目51地先から同区東大野田４丁目53地先まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　3,901.82平方メートル

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年３月24日　北海道開発局長　今　日出人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	36号	苫小牧市栄町３丁目１番２から同市栄町３丁目６番１までの上り線